

平成27年11月4日  
記者発表

## 知事監視製品の新規指定について

本日、「和歌山県薬物の濫用防止に関する条例※1」第11条第1項※2の規定に基づき、下記危険ドラッグを新たに「知事監視製品」に指定しました。

「知事監視製品」に指定された製品は、購入する際に誓約書の提出などが必要となります。

### 新たに知事監視製品に指定したもの

知事監視製品 12製品 ※詳細は別添のとおり

※知事監視製品総指定数(平成27年11月4日時点)

	知事監視製品
指定数	342製品
指定延べ数	501製品

### 県民の皆様へ

「危険ドラッグ」は、使用がやめられなくなったり、死亡例を含む健康被害や異常行動を引き起こす場合があります。麻薬や覚醒剤と同様に大変危険な薬物です。けっして身体に摂取又は使用しないでください。

### 知事監視製品とは

お香などと称し身体に使用しないものとして販売されているが、興奮、幻覚、陶酔等の作用を及ぼすことがインターネットのホームページに掲載されるなど、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるもの

#### ※主な規制の概要

購入者	○購入時の誓約書の提出 (提出先) 県内店舗で購入→販売業者 県外店舗・インターネットで購入→知事	違反者に「警告」	警告に従わない者に 「過料5万円以下」
	○誓約書・説明書の内容遵守		
販売業者	○販売業の届出	違反者に「警告」	命令に違反した者に 「罰金20万円以下」
	○販売時の使用方法等の説明・説明書の交付	↓ 警告に従わない者に、 「販売等中止命令」	
	○販売時の誓約書の受取		





#### ※1 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例





薬物の濫用から県民の皆様健康と安全を守るとともに、県民が平穏にかつ安心して暮らすことができる健全な社会の実現を図ることを目的として、平成24年12月28日に制定された。

#### ※2 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例第11条第1項

知事は、第2条第7号に掲げる薬物のうち、その名称、使用方法等の表示内容、販売場所、販売方法、広告その他の情報から、その用途及び使用方法に反して、吸入、吸引、摂取その他の方法により身体に使用されるおそれがあると認めるものを知事監視製品として指定することができる。

問い合わせ先  
担当課 薬務課  
担当者 橋本、宮井

(1)	(2)	(3)	(4)
被包に次の写真に示すとおり の表示のある製品であって、その 内容物が液体のもの	被包に次の写真に示すとおり の表示のある製品であって、その 内容物が液体のもの	被包に次の写真に示すとおり の表示のある製品であって、その 内容物が液体のもの	被包に次の写真に示すとおり の表示のある製品であって、その 内容物が液体のもの
			

(5)	(6)	(7)	(8)
被包に次の写真に示すとおり の表示のある製品であって、その 内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包 に「秘密」と表示のある製品であ って、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包 に「悟」と表示のある製品であつ て、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包 に「禅」と表示のある製品であつ て、その内容物が液体のもの
			

(9)	(10)	(11)	(12)
次の写真に示すとおり、被包 に「BLIZZARD」と表示のある製 品であって、その内容物が粉末 のもの	次の写真に示すとおり、被包 に「SUPER FLASH」と表示のある 製品であって、その内容物が 粉末のもの	次の写真に示すとおり、被包 に「LOVE FLASH」と表示のある 製品であって、その内容物が粉 末のもの	次の写真に示すとおり、容器 に「Max Air Gus」と表示のある 製品であって、その内容物が液 体又は気体のもの
			
